

# 宮崎県工業技術センター賃貸工場使用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）に設置する賃貸工場の使用に関し、その適正かつ円滑な運営のために必要な事項を定めるものとする。

## (使用料)

第2条 賃貸工場の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年3月29日宮崎県条例第9号）（以下「条例」という。）で定める賃貸工場使用料を納めなければならない。

- 2 賃貸工場使用料の支払いは毎月末日とし、別記様式1の賃貸工場使用料支払書に宮崎県収入証紙を貼付して支払うものとする。
- 3 使用者がセンター及び宮崎県食品開発センターの研究機器・設備を使用する場合は、条例で定める使用料を納めなければならない。

## (費用負担)

第3条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道の使用料及び電話の通信料
- (2) 破損ガラスの取替え、電球の取替等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 火災保険料
- (5) 廃棄物及び廃液の保管及び処理に関する費用その他環境衛生の保持に要する費用
- (6) その他使用者の責めに帰すべき事由によって修繕する必要があるときの修繕に要する費用

## (使用制限)

第4条 使用者は、次の各号に該当することを行ってはならない。

- (1) 災害事故を引き起こす恐れのある有害な微生物や危険な薬品等の持ち込み
- (2) 放射線障害事故を引き起こす恐れのある放射性同位元素を取り扱う作業
- (3) 環境問題を引き起こす恐れのある有害物質を外部に排出する可能性のある作業
- (4) その他関係法令に違反する作業

## (薬品等の管理)

第5条 消防法等の関係法規で規制を受ける薬品、高圧ガス、劇毒物等の使用・管理については、関係法令を遵守するものとする。

## (鍵の管理等)

第6条 賃貸工場の出入り口の鍵は、賃貸工場の使用期間中は各人が責任を持って管理するものとする。

- 2 使用者が鍵を紛失したときは、鍵の紛失により必要な一切の経費について使用者が負担するものとする。

## (使用上の注意事項)

第7条 使用者は、賃貸工場を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない

- い。
- 2 使用者は、関係法令に従って、業務に伴って発生する全ての廃棄物を処理する責務を負う。
  - 3 使用者は、センターが実施する防災訓練など関係法令に基づく教育訓練に参加しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者の責めに帰すべき理由により、賃貸工場及び備え付け設備を損傷又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、賃貸工場の使用に当たって必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。